

		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの基本サービス費(単位)		749	753	788	812	828	845
1	1カ月あたりの基本サービス(単位)	23,219	23,343	24,428	25,172	25,668	26,195
2	1カ月あたりのサービス強化加算(単位) ※1	186	186	186	186	186	186
4	1カ月あたりの口腔衛生管理体制加算(単位) ※		30	30	30	30	30
5	1カ月あたりの科学的介護推進体制加算(単位)		40	40	40	40	40
6	1カ月あたりの生産性向上推進体制加算(単位)		10	10	10	10	10
7	1カ月あたりの介護職員処遇改善加算(単位) II ※6	5,149	5,194	5,433	5,596	5,705	5,821
8	1カ月あたりの居住費(円)	¥41,155					
	大福	¥47,355					
9	1カ月あたりの水道・光熱費(円)	¥14,663					
10	1カ月あたりの食材費(円)	¥43,710					
1カ月当たりの目安のご利用料(31日)(円)							
	あんみつ	1割	¥129,109	¥130,469	¥131,400	¥132,022	¥132,682
		2割	¥158,178	¥161,409	¥163,272	¥164,515	¥165,836
		3割	¥187,503	¥188,270	¥192,350	¥195,144	¥198,989
	大福	1割	¥135,053	¥135,309	¥136,669	¥137,600	¥138,882
		2割	¥164,378	¥164,890	¥167,609	¥170,715	¥172,036
		3割	¥193,703	¥194,470	¥198,550	¥201,344	¥205,189

- ※ …地域割の区分において、事業所所在地である一宮市は6級地となります。1単位＝10.27円での計算となります。
- ※1 …介護職員総数のうち、常勤の職員が占める割合70%以上である事に対する加算です。
- ※3 …入所者の口腔ケア等に関する助言や指導を介護職員が受け、入所者の口腔ケアの質の向上をさせる体制を整える事による加算です。
- ※4 …介護保険のケアの向上を図る為に国が定めたご利用者様の情報を、3月に1度データを提供する事業所に対する加算です。
- ※5 …見守り機器、介護ソフトなどを導入し、業務改善の取り組みについてのデータの提出をする場合に算定される加算です。
- ※6 …介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算です。介護サービス費に各種加算を加えた総単位数の1000分の22に相当する単位数となります。
- <注意> 1か月の総単位数での計算となる為、上記金額は若干の誤差が発生する場合があります。ご了承ください。

他、身体状況や、事務手続き等で対象になる月のみ、加算されるものもあります。詳しくは裏面をご覧ください。



●ご利用料金表の見方●

- 入所希望ご本人様の介護度・介護負担割合から、該当するご利用料金をご確認ください。
- ご利用料金表は、介護報酬算定基準の改定に伴い、随時更新されます事をご了承ください。
- 表面のご利用料金のほか、身体の状態や事務手続き等で対象になる月のみ、加算されるものもあります。(下記参照)
- 表面のご利用料金には「理美容代」「医療費」「行事の実費分」「リハビリパンツ等代金」は含まれておりません。
- 料金表は、介護報酬改定に伴い、随時更新されます事をご了承ください。

●要支援1の方はご利用ができません。

[身体状況・事務手続き等で加算される料金]

○ 初期加算(30単位/日)	入所されてから30日間初期費用として加算されます。
○ 退所時情報提供加算 (250単位/回)	医療機関へ退居する入所者について、退居後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定される
○ 新興感染症等施設療養費(240単位/日)	入所者等が、厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談、診療、入院調整を行う医療機関を確保し、かつ対象の入所者等に対して適切な感染対策を行ったうえで、該当する介護サービスを行った場合に1月に1度、連続する5日間を限度として算定する。
○ 若年性認知症利用者 受入加算(120単位/日)	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。
○ 入院時費用加算 (246日/日)	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認める。

※お気軽に
お問い合わせください※
お待ちしております(^^) /



社会福祉法人 来光会

グループホーム瀬部

事業所番号 2372201547

TEL:0586-51-6556

FAX:0586-51-6776

〒491-0001

一宮市瀬部字地蔵55番地1